

「低未利用土地等確認書」の発行手続きについて

1 申請について

- 提出先：北栄町総務課情報防災室
- 北栄町が確認書を発行する低未利用土地確認書は、北栄町内に所在するもののみです。当該土地等が所在する市区町村に申請をお願いします。
- 申請書の提出から確認書の発行まで、1週間から2週間程度かかります。

2 提出書類について

(1) 低未利用土地等確認申請書（様式①-1）

- 申請書は、国土交通省又は北栄町のホームページからダウンロードしてください。
- 本特例措置を受けようとする相続人本人の申請が必要です。「申請者」欄には、本特例措置の対象である本人の氏名等を記入し、捺印してください。
- 対象者が複数（共有名義）の場合は、対象者全て記入し捺印する必要があります。

【申請書の記載内容について】

<申請者名・電話番号欄>

- 申請書等の内容確認のため北栄町から連絡する場合がありますので、連絡可能な連絡先の記入をお願いします。

<土地等の所在地欄>

- 売買契約書等に記載されている所在地を記載してください。

<譲渡日欄>

- 売買契約日又は売買契約日に記載の譲渡日を記載してください。

(2) 確認書の交付に必要な添付書類

- 下記①～④の書類
- 確認書の発行について郵送を希望される場合は、郵送料金分の切手を貼付し、返信先の住所を記載した返信用封筒を、申請書と一緒にご提出ください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な場合は控えを取ってからご提出願います。

【必要な提出書類一覧表】（チェックリスト）

書類	備 考	✓
①	売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>
②	別記様式①-2、位置図、2方向以上からの写真 (宅地建物取引業を介さない場合は、位置図、2方向以上からの写真等で低未利用と判断できるもの)	<input type="checkbox"/>
③	別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合） 又は別記様式②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合） ※別記2様式②-1、②-2を提出できない場合に限り、別記様式③を提出	<input type="checkbox"/>
④	申請のあった土地等に係る登記事項証明書 (<u>売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認</u>)	<input type="checkbox"/>

3 お問い合わせ先

〒689-2221

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町 総務課情報防災室

TEL : 0858-37-5862

fax : 0858-37-5339

mail : bousai-soumu@e-hokuei.net